

令和7年度 サーキュラーエコノミーの基盤づくり業務提案募集要項

令和7年度 サーキュラーエコノミーの基盤づくり業務（以下「本業務」という。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 サーキュラーエコノミーの基盤づくり業務

(2) 業務の内容

別添委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金7,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本プロポーザルへの参加資格を有する者は以下の事項を満たしている者とする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当するものでないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同上第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 公募の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 共同事業体（コンソーシアム）による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体のすべての構成員は、上記(1)～(6)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

3 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「受託希望者」という。）は、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

イ 提案書（第2号様式～第4号様式） 7部

次の事項について記載すること。なお、正本1部、副本6部とし、（エ）の見積書については、正本に原本を、副本には写しを添付すること。

共同事業体（コンソーシアム）による応募にあっては、これに加え、当該事業者間における協定書の写しを併せて添付すること。

⑦ 業務実績

本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。

⑧ 本業務の実施体制

本業務において配置する業務責任者、業務実施者の保有資格、業務実績及び手持ち業務の状況について記載すること。

⑨ 本業務に係る提案

仕様書の内容を踏まえ、業務の目的の達成と質の向上に資する提案を、別途企画書（様式自由）を作成のうえ行うこと。

企画書には社名等を記入せず、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 事業全体を通した最終到達目標を具体的に記載すること。
- b 受託者において企画・構成するラーニングプログラム及び交流会について、各回の概要、担当者（講師、スタッフ等）、到達目標等を記載すること。
- c ラーニングプログラム及び交流会の受講者としてターゲットとする層及び受講者の募集に当たって工夫・配慮を行う点について具体的に記載すること。
- d 実践事例等の情報発信について、記事を掲載する web ページ、想定する記事の具体的な内容や掲載数等を記載すること。

(1) 受託見積金額

本業務の受託見積金額を記載すること。積算内訳を記載した見積書（様式自由）を添付すること。

ウ 参加資格を証明する書類（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者のみ） 1部

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明）※1
- ・ 印鑑証明書※1
- ・ 納税証明書（国税等）※1
- ・ 納税証明書（京都市税）※1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）※2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式）※3

※1 申請書日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

- 1 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/0704/sanka0704.htm>
- 2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

エ 社会課題（S D G s 等）に関する認証を取得していることを証する書類 1部

社会課題（S D G s 等）に関する認証（これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等））を取得している場合は、それを証する書類の写し

(2) 提出期限及び提出方法

アについては、令和7年4月23日（水）正午までに、電子メール又は郵送にて、当課へ提出（印不要）すること。

イ～エについては、令和7年4月30日（水）正午までに、持参又は郵送にて、当課へ提出すること。

なお、電子メール又は郵送の場合は、受信又は配達されたことを必ず電話で確認すること。また、持参する場合は、事前に電話連絡すること。

(3) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和7年4月8日（火）正午までに、電子メール又は持参により、当課に質疑書（様式自由）を提出すること。

なお、電子メールの場合は、受信を必ず電話で確認すること。持参する場合は事前

に電話連絡すること。

※電話での質問には応じない。また、他の参加者に関する質問など本要項、仕様書に関する事項以外の問合せには応じない。

イ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、令和7年4月14日（月）までに京都市情報館のホームページにて公表する。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(4) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境総務課（担当：池田、櫻井）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：(075) 222-3450

電子メールアドレス：kankyousomu@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

(2)に規定する受託候補者選定委員会において、提出された提案書に基づき、(3)に掲げる評価項目について内容を審査及び評価（当該審査及び評価に当たり、全ての受託希望者に対しヒアリングを実施することがある。当該ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。）し、その合計点が満点の6割以上であり、かつ応募者の中で最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点結果の合計点が満点の6割以上であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

受託候補者が本市の示す「プロポーザル参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者としない。

(2) 受託候補者選定委員会

受託候補者選定委員会は以下の委員で構成する。

- ・ 環境企画部長
- ・ 環境企画部 環境総務課長
- ・ 環境企画部 環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長
- ・ 環境企画部 環境総務課 計画調整・環境教育担当課長
- ・ 循環型社会推進部資源循環推進課長

(3) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
業務実績	提案事業者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	16点
	業務責任者及び業務実施者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	

実施体制	人員配置	業務を的確、迅速かつ誠実に実施することができる体制がとられているか。	6点
地域貢献等	本店等の所在地、社会課題への貢献	・京都市の区域内に本店又は支店を有しているか。 ・社会課題に関する認証（環境マネジメントシステム等）を取得しているか。	3点
業務提案	業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に理解しているか。	72点
	プロセスの的確性	・サーキュラーエコノミーに係る知識の習得、連携の促進及びビジネスモデルの検討や実践を促すことができる事業計画になっているか。 ・当該事業計画を実行するに当たり、効果的な受講者の募集方法となっているか。	
	ラーニングプログラムの企画力	受講者が興味を持って取り組むことができる内容（テーマ、講師等）になっているか。	
	交流会の企画力	参加者同士が多くの方と交流し、連携を促進できる内容となっているか。	
	情報発信の手法	・記事内容はサーキュラーエコノミーへの理解や興味を深めることができるものか。 ・webページへの掲載に当たり、多くの方の閲覧が見込まれる工夫がなされているか。	
	今後の継続性・発展性	今後の本市におけるサーキュラーエコノミーの機運醸成につながるような、継続性・発展性のある提案か。	
	提案の独創性	ノウハウをいかした独自の提案やモデルとなるような試みなど業務の質の向上に資する提案や業務目的実現の実効性を高める提案がされているか。また、その内容は妥当なものか。	
見積金額		{(応募者中の最低見積金額) / (応募者の見積金額)} × 3点 ※ 小数点以下は切り捨てる。	3点

(4) 選定結果の通知

選定結果は、審査後速やかに、全ての受託希望者に対し書面により通知する。

(5) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由がわかる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に、見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を契約金額として契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結することとする。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項2に定める参加資格を欠くこととなつた場合は、本公募への参加を取り消す。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めない。

オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しない。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めない。

キ 参加申込書提出後、本公募への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

ク 次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(イ) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(ウ) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 スケジュール（予定）

日程	実施内容
令和7年4月1日（火）	公募開始
令和7年4月8日（火）正午	質疑書提出期限
令和7年4月14日（月）	質疑書への回答
令和7年4月23日（水）正午	参加申込書提出期限
令和7年4月30日（水）正午	提案書提出期限
令和7年5月上旬	書面審査（必要に応じてヒアリング）
令和7年5月上旬～中旬	受託候補者の選定、決定通知